



フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方必見

フリーランス新法を徹底解説！

2024年
11月施行

いつもお世話になっております。

2024年11月に施行される「フリーランス・事業者間取引適正化等法」に関して、貴社のビジネスにも影響する可能性のある重要なお知らせです。

社会全体で働き方の多様化が進み、会社などの組織に雇用されずに「フリーランス」として働く人が増えています。そういった変化に伴い、フリーランスが安定的に働く環境を整えるために、企業間との取引に関して透明性と公正性を向上させるための規制を強化することを目的としています。

■ 法律のポイントと貴社への影響

この新しい法律では、発注事業者が遵守すべき以下の要件が強化されます。

義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

■ 対応が必要な準備事項

この新しい法律に対応するために、発注事業者の皆さまは以下の準備が必要になります。

・契約書のフォーマット見直し

業務内容や報酬条件、納期に関する詳細な記載が含まれた契約書のフォーマットを再検討し、法的要件を満たす内容に更新してください。

・支払いプロセスの確認と整備

報酬支払いのタイミングやフローを再確認し、遅延が発生しないよう、社内プロセスの見直しを行いましょ。

・フリーランスとの適切なコミュニケーションの確保

フリーランスへの業務指示や条件変更を行う際は、透明性を持った説明と双方の合意を得ることが重要です。

■ サポートと今後のご案内

今後、新しい法律に関する詳細なガイドラインや実務対応の情報が発表される予定です。

ご不明点や具体的な対応に関するご相談がございましたら、ぜひご連絡ください。

どうぞよろしくお願いたします。

参考：[厚生労働省](#)

この情報は2024年9月11日時点の内容です。



MiG-p運営事務局（情報配信施策担当）
〒150-0013
東京都 渋谷区恵比寿
ウノサワ東急ビル3F
電話番号 03-5420-2711
FAX番号 03-5420-2800

山田太郎

メルマガの解除